

一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会（以下、「法人」という。）の定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この法人の正会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第4条 この法人を退会しようとする会員は、退会手続を行い、退会することができる。

2 定款第10条に定める事由により会員資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書を提出することとする。

2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めないこととする。

また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、この法人の会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員から理事会の定める変更届の提出を求める。

3 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合には、当該会員から理事会の定める変更届の提出を求める。

- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月15日より施行する。

一般社団法人 長崎都市経営戦略支援協会 入会申込書

◆企業等の概要等

申込

年

月

日

企業・団体名 代表者名	フリガナ
住 所	〒
業 種 (事業内容)	

年会費	口 (万円)
-----	---------

※年会費 : 1口10万円

※年会費の期間: 毎年8月1日～翌年7月31日

窓口 (連絡先)	部 署	
	担当者(フリガナ)	
	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	

【問い合わせ】 長崎市銅座町1-11 十八銀行本店7F (長崎経済研究所内)
 (一社)長崎都市経営戦略支援協会 事務局
 T E L 095-827-8581 F A X 095-895-8415
 E - m a i l jimukyoku@genki-nagasaki.jp

【協会処理欄】

理事長承認	事務局

名簿	初年度会費請求	初年度会費入金

(個人)

一般社団法人 長崎都市経営戦略支援協会 入会申込書

申込 年 月 日

氏 名	フリガナ		
住 所	〒		
TEL		FAX	
E-mail			

年会費	口 (万円)
-----	---------

※年会費 : 1口10万円

※年会費の期間: 毎年8月1日～翌年7月31日

【問い合わせ】 長崎市銅座町1-11 十八銀行本店7F (長崎経済研究所内)
(一社)長崎都市経営戦略支援協会 事務局
TEL 095-827-8581 FAX 095-895-8415
E-mail jimukyoku@genki-nagasaki.jp

【協会処理欄】

理事長承認	事務局

名簿	初年度会費請求	初年度会費入金

平成 年 月 日

一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会 様

住所

氏名

印

退会届

下記理由により一般社団法人長崎都市経営戦略支援協会を退会いたします。

記

1. 退会理由

2. 退会年月日